

公益財団法人むつ小川原漁業操業安全協会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 報酬等は、常勤の理事にのみ支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては、支給しない。

- 2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬、役員賞与及び退職手当とする。
- 3 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表1に定める額の各号のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 賞与の額は、別表2に定める算式により算出される額とする。
- 3 退職手当の額は、別表3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

- 2 賞与は、毎年6月及び12月に支給する。
- 3 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後3か月以内に支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人からの申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日、休日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月末まで報酬を支給する。

(退職手当の支給制限等)

第6条 常勤の理事は、次の各号に該当するときは、退職手当を支給しない。

- (1) 国、県、市町村、独立行政法人及び公社等（特例民法法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人）を退職した後に役員に選任された者
- (2) 60歳を超えた以降に役員に選任された者

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

号	月給 (円)	号	月給 (円)
1	100,000	7	220,000
2	120,000	8	240,000
3	140,000	9	260,000
4	160,000	10	280,000
5	180,000	11	300,000
6	200,000	12	320,000

別表 2 (第 3 条関係)

6 月賞与：報酬月額×1 月

12 月賞与：報酬月額×1 月

別表 3 (第 3 条関係)

報酬月額×在職年数×0.2